

* 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定申請について *

◆制度概要について

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者（指定事業者）に対し売掛金債権等を有していることにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

◆主な認定要件（以下の要件を満たしていること）

1. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が袖ヶ浦市内であること。
2. 次のいずれかに該当すること。
 - ① 指定事業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有すること。
 - ② 指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること。

◆必要書類

1	認定申請書 原本1通	☐
2	指定事業者に対する債権額、または取引の規模が確認できる書類	☐
	【要件①：債権額が50万円以上の場合】 指定事業者に対する未回収の債権額が客観的に確認できる書類 （売掛台帳、請求書、受取手形の写しなど）	
	【要件②：債権額が50万円未満で取引依存度が20%以上の場合】 会社全体の売上高と、指定事業者に対する売上高の割合を確認できる書類 （会社全体：確定申告書、決算書、試算表の写しなど／指定事業者：売上台帳、請求書の写しなど）	☐
3	【法人の場合】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し）※3か月以内のもの	☐
	【個人事業主の場合】直近の確定申告書の写し	☐
4	【許認可業種の場合】許認可証の写し	☐
5	【代理人が申請する場合】委任状	☐

※必要に応じて、別の書類をご提出いただく可能性がございます。

◆注意事項

- ・金額は円単位でご記入ください。
- ・上記の4～5の必要書類は、該当する場合のみご提出ください。
- ・保証の申込については、市の認定を受けた日から30日以内（土日を含む）に金融機関又は信用保証協会へ行う必要があります。

【問い合わせ先】

袖ヶ浦市役所 商工観光課

☎0438-62-3428